

●子の連れ去り等の予防のため、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）について改めてお知らせします。

ハーグ条約についてご存じですか？

一方の親の同意なく、お子様が国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせばハーグ条約が適用されることとなります。その場合、お子様は、原則、元の居住国に戻されることとなります。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となります。詳しくは外務省のホームページをご参照ください。

【外務省ホームページ】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

やむを得ず一方の親の同意なくお子様と移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、きちんと情報収集の上、行動されることをお勧めします。例として、一方の親の同意なく18歳未満の子（短期滞在者を除く）がパラグアイから出国する場合は、事前に許可(Autorizacion Judicial)を取得しなければなりません。

配偶者・パートナーからの暴力（DV）に悩まれている場合は、女性省(Ministerio de la Mujer)の相談窓口（TEL: 137）にご相談ください。

お子様の海外への移動、ハーグ条約についてご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

1. 外務省ハーグ条約室

TEL: +81-3-5501-8466

Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

2. 在パラグアイ日本国大使館

TEL: +595(21)604-616

Email: japon.consulado@as.mofa.go.jp

このメールは、在留届に届けられたメールアドレスに自動的に配信されています。

在パラグアイ日本国大使館

住所：Av.Mariscal Lopez No.2364, Asuncion

電話：+595(21)604-616

Mail： japon.consulado@as.mofa.go.jp